

令和 年 月 日

補助事業者：法人にあつては名称
及び代表者の役職・氏名 宛

共同補助事業者：法人にあつては名称
及び代表者の役職・氏名 宛

一般財団法人エルピーガス振興センター
理事長

令和5年度補正石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガス配送合理化・設備整備事業のうち
石油ガス配送合理化・設備整備事業分のうち石油ガス設備整備事業分）

交付決定通知書

業務方法書第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので
通知します。

記

補助金の交付対象となる事業の内容は、令和 年 月 日 付けにて申請があつた石油ガス流通合
理化対策事業費補助金（石油ガス配送合理化・設備整備事業のうち設備整備事業分）交付申請書
（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。

1. 当該申請案件の補助金交付番号は以下とする。

補助金交付番号	
---------	--

2. 補助事業に係る補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額（供給設備）	円
補助金の額（消費設備）	円
補助金の額（合計）	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、
別に通知するところによるものとする。

3. 補助事業者および共同補助事業者は、以下の事業完了日までに補助事業を完了し、業務方法書
第18条1項に記載の定める期日までに実績報告書及び添付書類を提出しなければならない。

事業完了日	
-------	--

4. 補助金の額の決定は、補助対象経費の項目ごとの経費の実支出額の合計額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とする。
5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び業務方法書の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
 - (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則。
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 当センターの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、業務方法書の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

*本用紙を大切に補助事業の会計年度終了から5年間保管すること。

*この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。